

(参考様式) (第11条・第13条関係)

意見回答書

作成日 2025年8月21日

太陽光発電施設の設置予定場所	長野県長野市大岡中牧字大谷地4339-1
----------------	----------------------

意見 (質問・要望)	陳述者・提出者	回答
草刈りのタイミングはできるだけ6月と9月でお願いしたい	陳述者	承知しました
事業地から外への雨水流出は生じないか	陳述者	事業地内に土側溝を造成するので、一気に外に流出しない様になっています
工事中、進捗状況の写真を組に提出して欲しい	陳述者	承知しました
4339-1発電所沿いの道にはもし設備設置で視界が妨げられる事になった際は、対向車注意の看板を設置して欲しい	陳述者	承知しました
県条例で提出している維持管理計画上の設備点検計画を確実に実施して欲しい	陳述者	承知しました
将来、事業者が万一倒産、代替わり等で設備が放置される事が起きないか心配	陳述者	FIT新制度では設置10年以降から20年迄、廃棄費用の積立を義務とする仕組みが始まっています 本件は稼働後自家消費利用の検討もしており、その場合は、25年～30年の発電予定期間の間は稼働維持が必須になるので、その様な事は起きません また現場に事業責任者、連絡先の看板を設置し、移転等があっても記載の更新を行います

ケーブルの盗難はどのような対策をするのか	陳述者	幹線露出部の根巻及び保険付保
雑草対策に防草シートは敷かないのか	陳述者	雨水の浸透率が下がるのと、周囲の草刈作業時に草刈機による劣化したシートの巻き込みが起き易い等のデメリットもあり、本件では使用しない
除草剤の使用は避けて欲しい	陳述者	除草剤は使用しません
農地売買は契約の前に事前に地元に話して欲しかった	陳述者	売買契約に停止条項が付記されているので条件が整わない場合は解約出来る。又、事業開発のプロセスは県条例等の規程に則って進めさせて頂いています
土砂流出や雨水流出など周辺敷地に被害がないよう十分に配慮してください	提出者	承知しました
反射光や騒音等による影響に関して、十分に配慮してください	提出者	承知しました
太陽光発電設置の際は環境省の「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」に基づき事業を進めていただくようお願いします	提出者	承知しました
形質変更の面積（掘削＋盛土）の面積が3,000平方メートル以上となる場合は土壌汚染対策法第4条第1項に基づく届出を提出してください。長野市大岡中牧字大谷地4339-1における開発と一連と見なすことができる工事は、総面積が届出対象となります	提出者	承知しました (3,000平方メートル以上になる事はありません)

<p>開発予定地は、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲外であり、また新たな埋蔵文化財の発見の可能性は稀少と判断されますが、施行において不時の埋蔵文化財の発見に及んだ場合には、文化財保護法第96条第1項の規定による遺跡発見の届出が必要となります。現状を変更することなく、速やかに埋蔵文化財センターまで連絡の上、協議してください</p>	<p>提出者</p>	<p>承知しました</p>
<p>施工時の地下水および洗浄水などの排水については、河川や道路側溝に直接流出させないように管理を徹底し、下流の汚濁防止に努めてください。ノッチタンク等で沈殿させ、濁水の状態で排水しないよう十分注意願います</p>	<p>提出者</p>	<p>承知しました</p>
<p>本市では、「公共施設におけるガイドライン」を公表しております。雨水流出抑制施設の設置計画・施工の参考としていただき、雨水流出抑制対策をご検討ください</p>	<p>提出者</p>	<p>承知しました</p>
<p>農地のため転用申請が必要です。転用の可否については、事前に農業委員会事務局にご相談ください</p>	<p>提出者</p>	<p>承知しました (事務局に事前相談済です)</p>
<p>パネル面積が500㎡以下であるため、景観条例に基づく事前協議及び景観法に基づく届出の対象ではありません。なお、施設の設置にあたっては、長野市景観計画に定める景観形成基準を参考とし、周辺景観への配慮を図るよう、お願いします。 ※事業予定地は長野市景観計画区域のうち、一般地域(山地)に位置します</p>	<p>提出者</p>	<p>承知しました</p>

<p>申請地周辺には、市道大岡297号線、大岡大岡更埴線がありますが、フェンスや架台を設置する際には官地へ越境しないよう注意してください</p>	<p>提出者</p>	<p>承知しました</p>
<p>電柱を新設又は移設する場合は、民地へ設置してください</p>	<p>提出者</p>	<p>承知しました</p>
<p>雨水排水を水路へ流す場合は、地元区長や水利権者と十分協議を行ってください</p>	<p>提出者</p>	<p>承知しました</p>
<p>該当土地は都市計画区域外のため、10,000平方メートルを超える面積の土地の売買を行う場合は、契約締結後、契約日を含め2週間以内に、国土利用計画法に係る土地売買等届出書の提出が必要になります。本計画書に係る土地面積は、10,000平方メートルを超えてはおりませんが、今後周辺土地の売買を予定しており、合計10,000平方メートルを超える土地の開発を予定している場合は、契約毎に土地売買等届出書の提出が必要となります</p>	<p>提出者</p>	<p>承知しました</p>